

とりぎん法人インターネットバンキングサービス利用規定

【I. 共通事項】

第1条 とりぎん法人インターネットバンキングサービス

1. とりぎん法人インターネットバンキングサービスとは

とりぎん法人インターネットバンキングサービス（以下「本サービス」といいます）とは、契約者ご本人（以下「契約者」といいます）がパーソナルコンピュータ（以下「パソコン」といいます）等を通じて、インターネット等により以下の取引を行うサービスをいいます。

- ・「残高照会」「入金明細照会」「振込・振替」等の取引を行うサービス
- ・当行所定の収納機関への料金等の払込みの手続きを行う『料金等払込みサービス Pay-easy（ペイジー）』
- ・「総合振込」「給与・賞与振込（以下「給与振込」といいます）」「地方税納付」「Net 集金（口座振替・代金回収）」等の各データを伝送するサービス

2. ご利用資格

本規定を承認し、次の各号全てに該当する場合に本サービスをご利用いただけます。

- (1) 法人の方または個人事業主の方
- (2) 当行本支店に普通預金口座、または当座預金口座をお持ちの方
- (3) 当行が適当と認めた方

3. 取引指定口座の届出

- (1) 契約者は本サービス利用申込時に次の取引指定口座を当行所定の書面により届出ください。その際、押印された印影と届出の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

(イ) 代表口座兼利用口座

各種照会、基本手数料と振込・振替・総合振込・給与振込・地方税納付の資金、料金等払込みの引落口座および振替資金の入金口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義の普通預金口座、または当座預金口座とします。

(ロ) 利用口座

各種照会、振込・振替・総合振込・給与振込資金、料金等払込みの引落口座および振替資金の入金口座として契約者が指定した当行本支店の契約者ご本人名義（契約者の支店名義・営業所名義等含む）の普通預金口座、または当座預金口座とします。なお、総合振込・給与振込資金の引落口座として、契約者が指定できる口座数は、当行所定の数を超えることができません。

(ハ) 事前登録振込振替入金口座

定例的な振込先として普通預金口座、または当座預金口座を事前に登録することができます。

- (2) お届出いただく取引指定口座の口座数は、当行所定の数を超えることはできません。
- (3) 取引指定口座（「代表口座兼利用口座」を除く）の追加・削除については、当行所定の書面により届出ください。
- (4) 本サービスは本条第3項によりお届出いただく取引指定口座の届出印鑑により、当行所定の書面にてサービス利用申込を行うものであり、その際、押印された印影と届出の印影を相当の注意をもって当行が照合し、相違ないと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負

いません。

4. 使用できる機器

本サービスの利用に際して使用できる機器は、当行所定のものに限り、また本サービスの利用に必要となるパソコン等の機器や回線等の使用環境は、契約者が自己の負担において準備するものとして扱います。

5. 利用時間

本サービスにおける取扱日・取扱時間は当行所定の日・時間内とします。また、取扱日・取扱時間は本条第1項の取引内容により異なる場合があります。但し、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更する場合があります。

6. 資金の引落し

- (1) 契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」より資金の引落しを行う取引については、本規定第3条第2項により取引依頼が確定した後、当行は、振込・振替・総合振込・給与振込・地方税納付、料金等払込み資金、振込手数料または各種手数料を、契約者または当行の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」より、各種預金規定にかかわらず、通帳及び払戻請求書・当座小切手等の提出を受けることなく引落すこととします。
- (2) 前号の引落しが行われなかった場合（残高不足のほか、支払・振替口座が解約済みの場合、融資の延滞、差押え等による支払停止等の場合を含みます）は、契約者からの取引依頼はなかったものとして扱います。
- (3) 本サービスの「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から同日に数件の引落し（本サービス以外による引落しも含みます）をする場合に、その総額が「代表口座兼利用口座」および「利用口座」より引落すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます）を超える場合、そのいずれを引落すかは当行の任意とします。

7. 基本手数料等

- (1) 本サービスの利用にあたっては、当行所定の基本手数料（消費税を含みます）をいただきます。この場合、当行は当該手数料を各種預金規定にかかわらず、通帳および払戻請求書・当座小切手等の提出なしに、契約者が当行所定の方法にて当行に届出た「代表口座兼利用口座」から、当行所定の日自動的に引落します。
- (2) 当行はこの基本手数料を、当行の定める方法で契約者に周知することにより、任意に変更できるものとして扱います。
- (3) 前号の本サービス利用手数料以外の諸手数料についても、提供するサービス等の変更に伴い、新設・変更する場合があります。
- (4) 基本手数料等の引落しの取扱いについては、領収書等の発行はいたしません。

第2条 本人確認

1. 本人確認方法

- (1) 本サービスには、サービスを利用する際の本人確認方法に「ID/ パスワード方式」および「電子証明書方式」があります。
 - (イ) 「ID/ パスワード方式」…ログイン ID およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
 - (ロ) 「電子証明書方式」…電子証明書およびログインパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
 - (ハ) 「ID/ パスワード・ワンタイムパスワード併用方式」…ログイン ID、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式
- (2) 「電子証明書・ワンタイムパスワード併用方式」…電子証明書、ログインパスワードおよびワンタイムパスワードにより契約者ご本人であることを確認する方式

- (2) 当行では電子証明書またはワンタイムパスワードのいずれか、もしくは両方を用いた本人確認方式を原則としています。ただし、端末環境等やむを得ない事情がある場合には、「ID/ パスワード方式」による本サービスの利用を認めることがあります。

2. パスワードの設定

契約者は「ID/ パスワード方式」および「電子証明書方式」いずれの場合も当行に対して本人確認のための「ログイン ID」「ログインパスワード」「確認用パスワード」（以下「パスワード等」といいます）を契約者のパソコンにより登録するものとします。なお、契約者が本サービスの利用を開始した後は、当行所定の方法によりパスワード等を随時変更することができます。

3. 電子証明書の取扱

- (1) 「電子証明書方式」もしくは「電子証明書・ワンタイムパスワード併用方式」を利用する場合には、当行が発行する電子証明書を当行所定の方法により契約者の端末にインストールするものとします。（インストールの際、前項で登録したログイン ID が必要となります。なお、ログイン ID は電子証明書のインストールのみに使用します）
- (2) 電子証明書は当行所定の期間（以下「有効期間」といいます）に限り有効です。契約者は、有効期間が満了する前に当行所定の方法により電子証明書の更新を行ってください。なお、当行は、契約者に事前に通知することなく、この電子証明書のバージョンを変更する場合があります。
- (3) 本契約が解約された場合、電子証明書は無効になります。
- (4) 電子証明書をインストールした端末を譲渡し、または廃棄する場合、当行所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わなかった場合、電子証明書の不正使用その他事故が発生しても、それによって生じた損害について、当行は責任を負いません。端末の譲渡、廃棄により新しい端末を使用する場合は、当行所定の方法により電子証明書を再インストールしてください。

4. ワンタイムパスワードの取扱

「ID/ パスワード・ワンタイムパスワード併用方式」もしくは「電子証明書・ワンタイムパスワード併用方式」をお申込の場合には、ログインパスワードに加えて、当行が発行するワンタイムパスワード生成機（以下「トークン」といいます）により表示・生成され、60 秒毎に変化する可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を用いることにより本人確認を行います。利用にあたっては以下のとおりとします。

(1) 利用方法

ワンタイムパスワード利用開始時には、当行が発行するトークンを所定の方法により契約者の携帯電話機、もしくはスマートフォンにダウンロードして初期設定を行っていただきます。ワンタイムパスワード利用開始後は、本サービスログイン時に、ログインパスワードに加えて、携帯電話機もしくはスマートフォンに設定済みのトークンに表示・生成されるワンタイムパスワードを入力していただき、当行が受信したワンタイムパスワードと、当行が保有するワンタイムパスワードとの一致を確認することで本人確認を致します。

(2) ワンタイムパスワードの管理

ワンタイムパスワードは厳重に管理し、他人に知られたり、トークンとして利用している携帯電話機もしくはスマートフォンの紛失、または盗難に遭う等のないよう十分注意してください。トークンとして利用している携帯電話機、スマートフォンの紛失、または盗難に遭う等した場合は、速やかに契約者から当行に届出るものとします。届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) トークンの有効期限

トークンの有効期限は当行が定める期限までとします。有効期限が近づいた場合、ワンタイムパスワードトークン上で通知しますので、有効期限更新を行ってください。

5. 本人確認手続き

契約者は取引において電子証明書（「電子証明書」方式の場合）およびパスワード等を端末より当行へ送信するものとします。当行は送信されたパスワード等の一致を確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。

- （1）契約者の有効な意思による申込であること
- （2）当行が受信した依頼内容が真正なものであること

6. パスワードの管理

パスワード等および電子証明書（「電子証明書方式」の場合）は、契約者ご本人の責任において厳重に管理を行うものとします。パスワード等の失念や他人に知られた場合は、速やかに契約者から当行に届出てください。当行への届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。なお、当行から契約者に対しパスワード等をお聞きすることはありません。また、契約者がパスワード等の入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、当行は本サービスの取扱いを中止することができるとします。

第3条 取引の依頼

1. 取引の依頼方法

本サービスによる取引の依頼は、本規定第2条に従った本人確認の終了後、契約者が取引に必要な所定事項を当行の指定する方法により正確に当行に伝達することで、取引を依頼するものとします。

2. 取引依頼の確定

当行が本サービスによる取引の依頼を受けた場合、契約者に依頼内容の確認画面を表示しますので、その内容が正しい場合には、当行の指定する方法で確認した旨を当行に伝達してください。当行が伝達された内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。なお、受付完了画面で受付完了を確認できなかった場合は「依頼内容照会」機能で確認してください。

3. 依頼内容の変更・撤回

依頼内容の変更または撤回は、契約者が当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡の時期、依頼内容等によっては、変更または撤回ができないことがあります。

第4条 届出事項の変更等

1. 印鑑、名称、住所、電子メールアドレス、その他の届出事項に変更がある場合は、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、直ちに当行に届出ください。この届出の前に生じた損害について、当行は責任を負いません。
2. 前項の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

第5条 取引メニューの追加

本サービスに今後追加される取引メニューについて、契約者は新たな申込みなしに利用できるものとします。但し、当行が指定する一部のメニューについてはこの限りではありません。

第6条 取引内容の照会

1. 取引内容の照会

本サービスによる取引後は、契約者は速やかに各預金通帳への記帳、当座勘定照合表等により取引内容の確認を行ってください。万一、取引内容、残高に相違がある場合は、直ちにその旨を当行に

確認してください。

2. 通知・照会等の連絡先

- (1) 依頼内容に関し、当行より契約者に通知・照会する場合には、届出のあった電子メールアドレスを連絡先とします。
- (2) 前号において記載の不備、または通信障害その他の事由による未着・延着が発生した場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなし、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。
- (3) 契約者は、当行からの通知・照会・ご案内等の手段として、「電子メール」が利用されることに同意するものとします。また、契約者が届出た電子メールアドレスが契約者の責めにより変更となった場合でも、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

3. 取引の記録

本サービスによる取引内容について契約者と当行との間で疑義が生じた場合には、当行の機械記録の内容を正当なものとして取扱います。

第7条 免責事項等

1. 本人確認

本規定第2条により本人確認手続きを経た後、本サービスの提供を行ったうえは、利用者を契約者とみなし、パスワード等、資金の引落とし口座等に不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

2. 通信手段の障害等

当行の責めによらない通信機器・回線およびパソコン等の障害や誤作動、または天災・火災・騒乱等の不可抗力、ならびにパソコンの盗難・紛失、通信回線の不通により、取扱いが遅延したり、不能となった場合でも当行は責任を負いません。また、通信経路において盗聴がなされたことにより、パスワード等や取引情報が漏洩したために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、回線の障害等により取扱いが中断したと判断し得る場合には、障害回復後に取引内容を本サービスによりご確認ください。

第8条 解約等

1. 都合解約

本サービスは、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。但し、契約者からの解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約処理が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

2. 解約の通知

当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の名称、住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が名称、住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。

3. 代表口座兼利用口座、利用口座の解約

「利用口座」が解約された場合は、該当口座に関する本サービスは解約されたものとみなします。また、「代表口座兼利用口座」が解約された場合は、本サービスはすべて解約されたものとみなします。

4. フリーWeb版の解約

クラウド会計ソフト freee（フリー）を解約された場合、フリーWeb版も解約することとします。

5. サービスの停止・解約等

契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することな

く本サービスにもとづく全部または一部のサービスの提供を停止、または本規定にもとづく契約を解約できるものとします。

- (1) 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があった場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合
- (2) 手形交換所の取引停止処分を受けた場合
- (3) 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めによって、当行において契約者の所在が不明となった場合
- (4) 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じた場合
- (5) 相当期間にわたり本サービスの利用がない場合
- (6) 解散、その他営業活動を休止した場合
- (7) 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- (8) パスワード等を不正に使用した場合
- (9) 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合
- (10) その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じた場合

6. 手数料の一部払戻し

契約期間の途中での解約もしくはサービスの全部および一部停止の場合でも、日割りで利用手数料の一部を払戻すことはいたしません。

7. 契約者が、次の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は当該預金取引を停止し、または契約者に通知することにより当該預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。

- (1) 契約者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
- (2) 契約者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合
 - (イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (ハ) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (ニ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
 - (ホ) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- (3) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合
 - (イ) 暴力的な要求行為
 - (ロ) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (ハ) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (ニ) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - (ホ) その他前各号に準ずる行為

第9条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、関係する各種預金規定、当座勘定規定、振込規定、カード利用規定、各種当座勘定貸越契約書、銀行取引約定書等により取扱います。

第10条 契約期間

本契約の当初契約日は、当行が申込書を受領し、申込みを承諾した日とします。当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

第11条 規定の変更等

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当行Webサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第12条 譲渡質入れ等の禁止

当行の承諾なしに本サービスにもとづく契約者の権利および預金等は、譲渡・質入れ等することはできません。

第13条 既存サービスの取扱い

契約者が以下のサービスをご契約の場合、本サービスとの重複契約は当行所定の数を超えることはできません。

- ・とりぎんファクシミリサービス
- ・とりぎんファームバンキングサービス
- ・とりぎんホームバンキングサービス
- ・とりぎんインターネットバンキング

第14条 準拠法・合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約にもとづく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店または「代表口座兼利用口座」開設店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

【Ⅱ. 照会・振込振替サービス】

第1条 照会・振込振替サービス

照会・振込振替サービスとは、契約者がパソコン等を通じて、インターネット等により当行に「残高照会」「入出金明細照会」「振込・振替」等当行所定の取引の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

第2条 照会サービス

1. 内容

照会サービスとは、当行が、契約者の指定する「代表口座兼利用口座」、「利用口座」について当行所定の方法・範囲に従い、残高、入出金明細等の口座情報を提供するサービスをいうものとします。

2. 回答後の取消、変更

契約者からの依頼に基づいて当行が回答した口座情報は、残高、入出金等を当行が証明するものではなく、回答後であっても必要により、当行が変更または取消等を行う可能性があります。このような変更または取消のために生じた損害について、当行は責任を負いません。

第3条 振込サービス

1. 内容

- (1) 振込サービスとは、当行が、契約者の指定する「代表口座兼利用口座」及び「利用口座」より金額を引落しのうえ、契約者の指定する、あらかじめ当行に届出いただいている「事前登録振込振替入金口座」に、また振込の都度、当行の本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店の口座を指定し、資金移動するサービスをいうものとします。
- (2) 振込の受付にあたっては、当行所定の振込手数料（消費税を含みます）をいただきます。
- (3) 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引落した口座に入金します。なお、この場合、前号の振込手数料は返却いたしません。

2. 振込限度額

「代表口座兼利用口座」または「利用口座」の各口座における1日あたりの振込限度額は、第4条第2項の振替限度額と合算した金額（以下「振込・振替限度額」といいます）で、契約者が当行に書面により届出た金額とします。ただし、その上限は当行所定の金額の範囲内とし、契約者による申込書への振込・振替限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を限度とします。また、1日あたりの振込・振替限度額とは、振込・振替依頼日基準で、本条第3項第1号の当日振込の金額と予約振込の金額を合算したものとします。なお、振込額の限度を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

3. 取引の手続き等

振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。なお、振込には当日振込と予約振込があり、予約振込は当行所定の日まで指定できます。また、当日振込を利用する場合、当行所定の取扱日・取扱時間以外にご利用いただけません。当行は本規定Ⅰ、共通事項第3条第2項により振込内容が確定した後、振込資金を振込日当日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。また、振込手数料については、当行所定の方法により当行所定の振込手数料を契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。なお振込手続きにかかる領収書等の発行はいたしません。

4. 依頼内容の取消・組戻し

- (1) 依頼内容の取消
依頼内容の取消は、契約者が当行所定の方法により行うものとします。なお、当行への連絡の時期等によっては、取消ができないことがあります。
- (2) 依頼内容の組戻し
 - (イ) 当行がやむを得ないと認めて組戻しを受理する場合には、当行所定の手続きにて受け付けるものとします。また、組戻しについては、当行所定の組戻し手数料（消費税を含みます）をいただきます。
 - (ロ) 組戻しにより、契約者の指定する振込先口座のある金融機関（以下「振込先金融機関」と

います) から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。
なお、この場合本条第1項第2号の振込手数料は返却いたしません。

(ハ) 前(イ)、(ロ)の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第4条 振替サービス

1. 内容

振替サービスとは、当行が契約者の依頼にもとづき、契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」間で、契約者の指定する金額を振替えるサービスをいうものとします。

2. 振替限度額

振込・振替限度額は、契約者が当行に書面により届出た金額とします。ただし、その上限は当行所定の金額の範囲内とし、契約者による申込書への振込・振替限度額の記入がない場合は、当行所定の金額を限度とします。また、1日あたりの振込・振替限度額とは、振込・振替依頼日基準で、本条第3項の当日振替の金額と予約振替の金額を合算したものとします。なお、振替額の限度を超えた取引依頼については、当行は取引を実行する義務を負いません。

3. 取引の手続き等

振替の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。なお、振替には当日振替と予約振替があり、予約振替は当行所定の日まで指定できます。また、当日振替を利用する場合、当行所定の取扱日・取扱時間以外にご利用いただけません。当行は本規定Ⅰ. 共通事項 第3条第2項により振替内容が確定した後、振替資金を振替日当日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。また、振替手数料については、当行所定の日に契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すものとします。

【Ⅲ. 一括データ伝送サービス】

第1条 一括データ伝送サービス

一括データ伝送サービスとは、契約者がパソコン等を通じて、インターネット等により当行に「総合振込」「給与振込」「地方税納付」「Net 集金」「口座振替」「代金回収」「入金明細照会(全銀フォーマット)」等の振込等各データを伝送するサービスをいいます。

第2条 総合振込サービス

1. 総合振込の内容

- (1) 当行は契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した総合振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の振込手数料をいただきます。
- (2) 支払指定口座は「代表口座兼利用口座」、または契約者が支払口座として指定した「利用口座」である普通預金および当座預金とします。
- (3) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。
- (4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (5) 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がな

かった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が返却された場合には、振込資金を引落した口座に入金します。なお、この場合、前1号の振込手数料は返却いたしません。

- (6) 「代表口座兼利用口座」と「利用口座」を併せた一日あたりの総合振込における一括データ伝送処理依頼限度額は、当行所定の一括データ伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録された一括データ伝送限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することがあります。

2. 取引の手続き等

- (1) 振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。
- (2) 処理指定日は、契約者のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当行に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合があります。

3. 依頼内容の取消・組戻し

- (1) 依頼内容の取消
契約者の依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消できませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 依頼内容の組戻し
(イ) 当行がやむを得ないと認めて組戻しを受け付ける場合には、当行所定の手続きにて受け付けるものとします。また、組戻しについては、当行所定の組戻し手数料（消費税を含みます）をいただきます。
- (ロ) 組戻しにより、契約者の指定する振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合本条第1項第1号の振込手数料は返却いたしません。
- (ハ) 前(イ)、(ロ)の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

第3条 給与振込サービス

1. 給与振込の内容

- (1) 当行は契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した契約者が支給する給与・賞与・報酬等（以下「給与」といいます）の振込事務を受託します。なお、振込先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店および「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。また、振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の取扱手数料をいただきます。
- (2) 支払指定口座は「代表口座兼利用口座」、または契約者が支払口座として指定した「利用口座」である普通預金および当座預金とします。
- (3) 振込依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。
- (4) 当行は振込受取人に対し、入金通知は行いません。
- (5) 契約者の依頼にもとづき当行が発信した振込について、振込先の金融機関から当行に対して振込内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。当行の照会に対して相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。また、入金口座なし等の事由により振込先の金融機関から振込資金が

返却された場合には、振込資金を引落した口座に入金します。なお、この場合、前1号の取扱手数料は返却いたしません。

- (6) 「代表口座兼利用口座」と「利用口座」を併せた一日あたりの給与振込における一括データ伝送処理依頼限度額は、当行所定の一括データ伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録された一括データ伝送限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することがあります。

2. 取引の手続き等

- (1) 振込の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。
- (2) 処理指定日は、契約者のパソコン等の端末から指定して振込を依頼してください。この場合、当行所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当行は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。
- (3) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当行に交付するものとします。また残高不足の場合には、振込を中止させていただく場合や給与振込としてのお取扱いができない場合があります。

3. 依頼内容の取消・組戻し

- (1) 依頼内容の取消
契約者の依頼した取引については、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。
- (2) 依頼内容の組戻し
 - (イ) 当行がやむを得ないと認めて組戻しを受付ける場合には、当行所定の手続きにて受け付けるものとします。また、組戻しについては、当行所定の組戻し手数料（消費税を含みます）をいただきます。
 - (ロ) 組戻しにより、契約者の指定する振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金を引落した口座に入金します。なお、この場合本条第1項第1号の取扱手数料は返却いたしません。
 - (ハ) 前(イ)、(ロ)の場合において、振込先金融機関がすでに振込通知を受信している場合には、組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

4. 支払開始時期

受給者に対する給与振込金の支払可能開始時期は、振込指定日の午前10時からとします。

第4条 地方税納付サービス

1. 地方税納付の内容

- (1) 当行は契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した契約者が行う特別徴収地方税の納付事務を代行します。また、納付の受付にあたっては、当行所定の取扱手数料をいただきます。
- (2) 支払指定口座は「代表口座兼利用口座」として登録されている普通預金および当座預金とします。
- (3) サービス開始日は、お申込みいただいた日の属する月の2ヵ月後の納付指定日とします。
- (4) 納付指定日は、毎月10日（但し、当日が銀行休業日の場合は翌営業日）とします。
- (5) 納付依頼は、あらかじめ指定された日時までに所定の方法で行ってください。
- (6) 契約者の依頼にもとづき当行が作成した納付書等について、納付先の市区町村から当行に対して納付内容の照会があった場合には、当行は依頼内容について契約者に照会することがあります。この場合は、速やかに回答してください。
- (7) 「代表口座兼利用口座」一日あたりの地方税納付における一括データ伝送処理依頼限度額は、

当行所定の一括データ伝送限度額の範囲内かつ契約者により登録された一括データ伝送限度額の範囲内とします。なお、当行は契約者に事前に通知することなく当行所定の一括データ伝送限度額を変更することがあります。

2. 取引の手続き等

- (1) 納付の手続きは、当行所定の時間内に受付し、当行所定の方法により手続きします。
- (2) 納付資金は、納付指定日までに当行に交付するものとします。

3. 依頼内容の取消

契約者の依頼した取引について、当行がデータを受信した後においては取消はできませんのであらかじめご了承ください。なお、金額等の変更のある場合は、納付先の各市区町村と協議してください。

4. 損害負担

当行および契約者は、それぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担することとします。当行および契約者のいずれの責によるか明らかでないときは、両者で協議して定めることとします。

第5条 Net 集金（口座振替・代金回収）サービス

1. Net 集金（口座振替・代金回収）サービスの内容

当行は契約者からの依頼による「一括データ伝送サービス」を利用した預金口座振替による収納事務を受託します。

2. 契約の締結

Net 集金（口座振替・代金回収）ご利用の場合は別途締結していただく契約書により取り扱います。

第6条 入出金明細照会（全銀フォーマット）

1. 入出金明細照会（全銀フォーマット）のご利用にあたっては「とりぎん法人インターネットバンキング入出金明細照会（全銀フォーマット）申込書」によりお申込みください。
2. 当行所定の方法により入出金明細を受信することができます。

【IV. 料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」】

第1条 料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」

1. 内容

料金等払込みサービス「Pay-easy（ペイジー）」（以下「料金等払込み」といいます）は、当行所定の収納機関に対し、税金、手数料、料金等（以下「料金等」といいます）の払込みを行うため、契約者が当行のインターネットバンキングを利用して、払込資金を契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落すことにより、料金等の払込みを行うサービスをいうものとします。

2. Pay-easy 限度額

民間企業への払込限度額は、契約者が当行に書面により届出た金額とします。ただし、その上限は当行所定の金額の範囲内とし、契約者による申込書への Pay-easy 限度額に記入がない場合は、100 万円を限度とします。国庫金・地方公共団体への払込金額に制限はありません。なお、Pay-easy 限度額の増額が必要な場合は当行所定の書面により届出ください。減額につきましては、法人インターネットバンキングで操作可能です。

3. 取引の手続き等

- (1) 料金等の払込みをするときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。

- (2) 契約者のパソコンにおいて、収納機関から通知された収納機関番号、契約者番号(納付番号)、確認番号その他当行所定の事項を正確に入力して、収納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。但し、契約者が収納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで、料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が当行のインターネットバンキングに引き継がれます。
- (3) 前1、2項の照会または引継ぎの結果として、パソコンの画面に表示される納付情報、または請求情報を確認したうえで、「確認用パスワード」等当行所定の事項を正確に入力してください。
- (4) 当行で受信した契約者の「確認用パスワード」等との一致を確認した場合は、契約者のパソコンの画面に手続きしようとする内容が表示されますので、契約者はその内容を確認のうえ、当行所定の方法で料金等払込みの手続きを行ってください。
- (5) 料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより手続き内容を確認して、払込資金を契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から引落した時に成立するものとします。
- (6) 本規定第1条第6項等の他、以下の場合には料金等払込みを行うことができません。
 - (イ) 1日あたりの利用金額が、当行所定の金額を超える場合
 - (ロ) 収納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - (ハ) その他当行が必要と認めた場合
- (7) 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、収納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用できないことがあります。また、「代表口座兼利用口座」および「利用口座」の預金科目により取扱時間が異なる場合があります。
- (8) 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの手続きを取消すことができません。
- (9) 当行は、料金等払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。収納機関の納付情報または請求情報の内容、収納機関での収納手続きの結果等その他収納等に関する照会については、収納機関に直接お問い合わせください。
- (10) 収納機関からの連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。
- (11) 当行または収納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込みの利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続きを行ってください。
- (12) なお、利用手数料は、契約者の指定する「代表口座兼利用口座」および「利用口座」から、通帳および払戻請求書の提出なしで引き落とされるものとします。

とりぎん 法人インターネットバンキングサービス不正利用被害補償規定

第 1 条 補償対象者

当規定は当行の法人インターネットバンキングサービスをご契約の契約者の取引に適用されます。

第 2 条 補償範囲

第三者が契約者のパスワード等 * を盗用し、法人インターネットバンキングサービスを利用して契約者に成りすまして預金口座を不正使用したことにより生じた損害について、次の各号全てに該当する場合、契約者は当行に対して当行所定の補償限度の範囲内で補償の請求を申出ることができます。

- (1) パスワード等の盗取又は不正利用に気づいてから速やかに当行への通知が行われていること。
- (2) 当行の調査に対して、契約者より十分な説明が行われていること。
- (3) 当行に対して、パスワード等が盗取されたことが推測される事実を確認できるものを示し、警察への被害事実等の事情説明に協力していること。

*ログインID、ログインパスワード、振込振替暗証番号、確認用暗証番号、承認暗証番号等

第 3 条 支払対象期間

第2条の事由により、契約者が被害を被った場合、「とりぎん法人インターネットバンキングサービス不正利用被害補償規定」(以下「本補償規定」といいます)の定めるところにより、被害の全部又は一部に対して補償を行います。ただし、補償については当行が通知を受理した日(以下「通知受理日」といいます)の30日前から通知受理日までの間に行われた不正使用による損害に対して行います。

第 4 条 補償を受けられない場合

次のような場合には、補償を受けることはできません。

- (1) 被害があった旨の届出があった日から31日以上前の日に行われた預金等の不正な引出し。
- (2) 契約者並びにその同居の親族及び別居の未婚の子、同居人、留守人又は契約者の従業員等(契約者から金銭的利益・その他利益を得ている方)の故意もしくは重大な過失又は法令違反により行われた預金等の不正な引出し。
- (3) 契約者並びにその同居の親族及び別居の未婚の子、同居人、留守人又は契約者の従業員等(契約者から金銭的利益・その他利益を得ている方)が自ら預金等の不正な引出しを行い、又は加担した場合。
- (4) 不正使用に係る被害事実の調査、警察への事情説明にご協力いただけないとき。
- (5) とりぎん法人インターネットバンキングサービス利用規定など、当行が定める規定に違反した行為により生じた損害。
- (6) 他人に強要、脅迫又は欺瞞行為による預金等の引出しを行った場合。
- (7) 他人に譲渡・貸与又は担保に差入れられたコンピュータから不正使用された損害。
- (8) ウィルス対策ソフト(当行が提供するものを含む)をご導入されていないとき。
- (9) 電子証明書方式をご採用いただけない状態で生じた損害。
なお、電子証明書方式をご導入いただけない契約者は、ワンタイムパスワードを利用されない状態で生じた損害。
- (10) インターネットバンキングに使用するパソコンの、基本ソフト(OS)やウェブブラウザなど、インストールされている各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合。また、

メーカーのサポートが無かったり、サポート期限が経過した基本ソフトやウェブブラウザなどを使用している場合。

(11) 平成26年11月30日(日)以前に発生した損害。

(12) 戦争、暴動、大規模な自然災害等に基づく著しい秩序の混乱に乗じまたは付随してなされた盗難。

第5条 関係機関への契約者の情報の提供

当行が本補償規定に基づき、補償を行う場合、当行から、関係機関に当行の保有する契約者に関する情報を提供することがあります。当該情報の提供にご同意いただけない場合は、補償を受けられない場合がありますのでご了承願います。

第6条 契約者が有する損害賠償請求権等の取得

当行が補償を行った場合は、当行は、当該補償を行った金額の限度において、不正使用を行った者、その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を当行が取得するものとします。

第7条 他の保険契約がある場合の取扱

第2条の事由により、契約者が被った損害の全部または一部について、契約者に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合は、本規定で支払うべき補償が減額される場合があります。

第8条 規定の変更等

1. この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当行Webサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

第9条 関係規定の適用・準用

この規定に定めのない事項については、とりぎん法人インターネットバンキングサービス利用規定、関係する当行の他の規定等により取扱います。

第10条 補償開始日

補償開始日については平成26年12月1日(月)以降の操作または取引により発生した損害を対象とします。

以上

2026年4月現在

とりぎんファームバンキングサービス（VALUX）利用規定

第1条 サービス内容

- (1) とりぎんファームバンキングサービス（VALUX）（以下、「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「契約者」といいます。）が占有・管理するパーソナルコンピューター（以下、「使用端末機」といいます。）によって当行所定の取引を依頼する場合に利用できるものとします。
- (2) 本サービスを利用する場合、契約者は別途株式会社NTTデータ（以下、「NTTデータ」といいます。）が提供する端末認証サービス「VALUX」を契約し、使用することとします。
契約者は、申込んだコンテンツを本利用申込書に記載して当行に届け出るものとします。契約者が申込んだコンテンツと、当行に届け出たコンテンツが相違している場合、本サービスは利用できません。
- (3) 当行は契約者の認証にあたり、NTTデータから認証済み情報として通知されたVALUXの接続ID（以下、「接続ID」といいます。）を使用します。接続IDは、本利用申込書により事前に当行に届けてください。
また、接続IDの取扱い方法については、NTTデータの定めによることとします。

第2条 サービスの利用・本人確認

- (1) 本サービスの利用時間は、当行所定の時間内とします。
- (2) 本サービスを利用するには、所定の方法により当行あてに接続し、接続IDを使用端末機によって、当行所定の方法により送信してください。当行が受信した接続ID・暗証番号と届出の接続ID・暗証番号の一致を確認した場合は、当行はその送信者を契約者と認め、応答します。
当行が受信した接続ID・暗証番号と届出の接続ID・暗証番号との一致を確認して取扱ったものについては、これらにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 本サービスを使用する場合の操作は、当行所定の方法によるものとします。
- (4) データの作成基準ならびにデータ送信の運用基準については、当行所定の要領によるものとします。
- (5) 契約者は、データ伝送の送信後はその内容を変更しないものとします。

第3条 振込・振替サービス

- (1) 取引の範囲
 - (イ) 振込・振替サービスは、使用端末機によって、次の振込・振替取引を依頼する場合に利用できるものとします。
 - ① 依頼日当日に、あらかじめ契約者が指定した契約者名義の預金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）から振込資金または振替資金（以下、「振込・振替資金」といいます。）を引落しのうえ、契約者が指定した当行または他の金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引。
 - ② 依頼日の翌営業日以後10営業日以内の営業日で契約者が指定する日（以下、「振込・振替指定日」といいます。）に、支払指定口座から振込・振替資金を引落しのうえ入金指定口座あてに振込通知を発信し、または振替の処理を行う取引（以下、「振込・振替予約」といいます。）。
 - ③ 「都度指定方式」は、端末機による依頼にもとづき、依頼日の翌営業日以降10営業日以内の

営業日で契約者が指定する日に、支払指定口座より、ご指定金額を引落しのうえ、契約者が都度指定した当行本支店または他行の預金口座（以下「入金指定口座」という）へ入金する場合に利用できるものとします。支払指定口座は利用申込書により、契約者からあらかじめお届けいただくものとします。

(ロ) 前(イ)における入金指定口座の指定は、あらかじめ契約者が届出る方式により行うものとします。

(ハ) 本項(イ)の振込・振替取引は、次の区分により取扱います。

①支払指定口座と入金指定口座が同一店内にない場合、または支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあっても名義が異なる場合には「振込」として取扱いします。

②支払指定口座と入金指定口座とが同一店内にあり、かつ同一名義の場合には、「振替」として取扱います。

(2) 取引の依頼

(イ) 振込・振替サービスによる1回あたりの振込金額または振替金額（以下「振込・振替金額」といいます。）は、当行所定の金額の範囲内とします。

(ロ) 振込・振替サービスによる振込・振替取引を依頼する場合には、所定の方法により当行あてに接続し、入金指定口座の登録番号、支払指定口座の預金種目・口座番号、振込・振替金額、パスワードおよび暗証番号その他の所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。当行は、入力された事項を依頼内容とします。

(ハ) 当行が受信した暗証番号および接続IDと届出の暗証番号および接続IDとの一致を確認した場合には、依頼内容を返信しますので、これを確認のうえ、確認コードを使用端末機によって入力してください。

(3) 振込・振替契約の成立等

(イ) 依頼内容は、当行が受信した通信暗証番号（以下「暗証番号」といいます。）および接続IDと使用端末の接続IDの一致を確認するとともに、確認コードを受信した時点で、確定するものとします。当行が暗証番号・接続IDの一致を確認して取扱いしましたうえは、これらにつき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ロ) 依頼内容が確定したときは、その旨の通知を契約者に送信しますので、確認してください。この通知が届かない場合には、直ちに当行に照会してください。この照会がなかったことによって生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ハ) 当行は、依頼内容確定時（ただし、振込・振替予約の場合には、振込・振替指定日の当行所定の時刻）に振込・振替資金、振込手数料を預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで支払口座から自動的に引落します。振込手数料、その他振込・振替サービスに関連して必要となる手数料は当行所定の日に1か月分をまとめて支払口座から引落しします。

(ニ) 振込・振替契約は、前(ハ)に規定する振込・振替資金等を当行が支払指定口座から引落したときに成立するものとします。

(ホ) 前(ニ)により振込・振替契約が成立したときは、当行は、依頼内容にもとづいて振込通知を発信し、または振替の処理を行います。

(ヘ) 以下の①～⑥に該当する場合、振込・振替サービスの取扱いはできません。

①振込・振替資金等が振込・振替資金引落口座から払い戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

②振込・振替資金引落口座が解約されたとき。

- ③契約者から振込・振替資金引落口座への支払停止届があり、それにもとづき当行が振込・振替資金引落口座に対し、支払停止の手続を行ったとき。
- ④振込・振替資金引落口座が、差押、仮差押または転付命令の対象になっており、当行がその事実を認知したとき。
- ⑤振替取引において、振込・振替先口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- ⑥当行以外の金融機関の国内本支店にある預金口座あて振込の場合に、当該金融機関から相当の事由により返却されたとき。

(4) 振込・振替予約における振込・振替資金等の引落し不能の場合の取扱い

振込・振替予約の場合には、当行は、前項(ロ)に規定する依頼内容の確定の通知を送信していても、前項(ハ)に規定する振込・振替資金の引落しができないときは、その依頼がなかったものとして、振込・振替の取扱いはしません。この場合、当行は、契約者に対し、振込・振替資金の引落し不能の旨の通知は行いません。

(5) 依頼内容の取消・変更、組戻し

(イ) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。

①訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(ロ) 振込取引において、依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻しの手続きにより取扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻依頼書に、届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当行は、組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻された振込資金は、組戻依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印章(または署名・暗証)により記名・押印のうえ、提出してください。

(ハ) 本項(イ)(ロ)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(二) 訂正依頼書または組戻依頼書等に使用された印影と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ホ) 振替取引の場合、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取下げはできません。

(6) 振込不能分の取扱い

振込・振替サービスによる振込を行った場合において、入金指定口座への入金ができないときには、理由の如何にかかわらず、依頼時に振込契約者が指定した支払指定口座へ振込資金を返金します。ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

(7) 使用端末機による依頼内容の変更、組戻し

(イ) 振込・振替予約の場合には、依頼の内容の変更または依頼の取りやめを行うときは、前項に規定する方法のほか、振込・振替指定日の前営業日までに限り、使用端末機によって当行所定の方法により行うことができます。

ただし、振込・振替指定日の前営業日の当行所定の時刻経過後は、当該時刻までに依頼した振込・振替予約の依頼の内容の変更または依頼の取りやめは、使用端末機によって行うことはできません。

(ロ) 前(イ)の使用端末機による依頼の内容の変更または依頼の取りやめの取扱いについては、本条第3項(イ)の規定を準用します。

(8) 振込手数料等

(イ) 振込・振替サービスによる振込の受付にあたっては、当行所定の方法により当行所定の振込手数料をいただきます。その際には預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

(ロ) 本条第5項(ロ)に規定する組戻しの受付にあたっては、当行所定の組戻手数料をいただきます。

(9) 振込・振替取引内容の確認

振込・振替サービスによる振込・振替取引の内容は、使用端末機により、当行所定期間、方法によって照会することができます。

第4条 照会サービス

(1) 照会サービスを依頼する場合には、第3条第2項(ロ)に準じて、所定の事項を使用端末機によって、当行所定の方法により入力してください。

(2) 当行は、当行所定の仕様(NTTデータのANSERシステムの仕様)にもとづき利用サービス内容を送信します。なお、この内容はコンピュータ処理の関係上送信時点より前の時点の内容となる場合があります。

(3) 当行は、振込契約者からの訂正依頼、その他の取引内容に変更があった場合は、既に送信した内容について変更または取消を行うことがあります。最終的な取引内容については、預金通帳・照合表・計算書等により確認してください。

第5条 データ伝送サービス

(1) 取引の範囲

データ伝送サービスは、使用端末機によって、当行所定の取引依頼データの処理を依頼する場合に利用できるものとし、依頼取引の種類は次のとおりとします。

- ・総合振込
- ・給与(賞与)振込
- ・地方税納付
- ・口座振替
- ・その他当行が取扱いを定めた依頼

また、データ送信を行う場合はNTTデータが運用するVALUXセンターを経由することとします。

(2) 取引の依頼

(イ) 本サービスによる取引の依頼は、契約者が取引に必要な所定の事項を、当行の指定する方法により、正確に当行に伝達することで行うものとします。

(ロ) 前(イ)ののち、すみやかに、所定の事項を記入した当行所定のデータ伝送通知書(以下、「伝送通知書」といいます。)を、あらかじめ当行が指定したファクシミリ番号あてにファクシミリ送信してください。

- (ハ) データ伝送および伝送通知書のファクシミリ送信は当行所定の時間内に行うものとし、止むを得ず当行所定の時間外にデータ伝送またはファクシミリ送信を行う場合は事前に当行の了解を得たうえで行うものとし、
- (二) 取引依頼データは一般社団法人全国銀行協会が定められたデータフォーマットまたは当行所定のデータフォーマットで伝送してください。
上記以外のデータフォーマットでデータを伝送した場合、当行は処理を行いません。また、これにより取扱不能、取扱遅延等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 取引の成立、本人確認等
- (イ) 当行が受信したパスワードおよびファイルアクセスキー（以下、「データ伝送サービス用暗証番号等」といいます。）が、あらかじめ当行へ届け出いただいたデータ伝送サービス用暗証番号等と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなします。
- (ロ) 当行が受信した伝送通知書に記載されている企業コード・指定日・データ種別・合計件数・合計金額の一致を確認した時点で確定するものとし、
- (ハ) 依頼内容が確定した場合には、当行は依頼された取引の取扱いを行います。当行が確認して取扱いしましたうえは、受信したデータ、データ伝送通知書等に不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (二) 次の場合は依頼内容は確定せず、当行は依頼された取引の取扱いをしません。また、これにより取扱不能、取扱遅延等があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ① データ伝送通知書・取引依頼データのうち、いずれか一方でも当行が受信できない場合
② 本項（ロ）に記載された事項の一つでも一致の確認ができない場合
- (4) 訂正等
契約者は、データ伝送通知書のファクシミリ送信後は、その内容の訂正または取消しを行わないものとし、

第6条 総合振込

(1) 委託業務および取扱店

当行は契約者からの依頼によるデータ伝送サービスを利用した総合振込事務を受託します。端末を用いた契約者からの依頼にもとづき、契約者が利用申込書により指定した口座から指定する金額を引き落とし、契約者が指定する当行の国内本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座（以下、「振込指定口座」といいます。）あてに振込を行います。なお、当行以外の金融機関あての振込のうち一部の金融機関あての振込については取扱いできない場合があります。

(2) 指定口座の確認

当行に振込事務を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認を行ってください。

(3) 振込依頼

振込依頼は、データ伝送サービスを利用し、当行所定の時間内に行ってください。契約者は端末を利用して当行所定の時限内に第5条に定める所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。

(4) 振込データの処理等

(イ) データ伝送された振込データに瑕疵ある場合には、当行はそのデータの処理を行いません。

(ロ) 振込データの伝送が当行所定の時限を過ぎた場合には、振込指定日の処理ができないことがあります。

ます。

(5) 振込資金の引落とし

- (イ) 当行は、あらかじめ取決められた引落日に振込合計金額を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしであらかじめ契約者が指定した引落口座から自動的に引落としします。
- (ロ) この取扱いの際、以下の確認を行って取扱いましたうえは、取引データまたは伝送通知書につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。伝送された取引依頼データと、ファクシミリ送信された伝送通知書に記載されている企業コード・振込指定日・データ種別・合計件数・合計金額が一致していること。

(6) 入金通知、支払開始時期

当行は受取人に対し振込についての通知は行いません。また受取人に対する振込金の支払開始時期は指定できません。

(7) 依頼内容の取消・変更、組戻し

- (イ) 依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。
 - ① 訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章または署名を行い提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
 - ② 当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - (ロ) 依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻し手続により取扱います。
 - ① 組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、届出の印章により記名・押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
 - ② 当行は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。
 - ③ 組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。
- (ハ) 本項(イ)(ロ)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。
- (二) 訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(8) 振込不能分の取扱い

該当口座なし、またはその他の事由により振込不能のものがあった場合は、当行は当該振込金を契約者の振込資金を引き落としした支払指定口座へ入金することにより返却とともに契約者に連絡します。ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

(9) 手数料

事務取扱いにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしであらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落とします。また、第6条第7項に定める振込の訂正・組戻しが発生した場合は、訂正・組戻しが発生した日またはあらかじめ取り決めた日に組戻しにかかる手数料、訂正にかかる手数料、およびそれらに係る消費税相当額をお支払いいただきます。手数料の支払にあたってはあらかじめ取り決

めた指定預金口座より自動的に引き落とすものとしします。この場合、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要としします。

(10) 届出事項の変更

(イ) 届出事項の内容に変更がある場合は、当行所定の書面により直ちに届出るものとしします。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ロ) 届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(11) 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとしします。

(12) 損害負担

当行ならびに契約者は、それぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担するものとしします。なお、当行は当行の責によらない回線の不通・機器障害その他の事情により発生した損害についてはその責を負いません。当行ならびに契約者の責に帰すべきか明らかでないときは、両者で協議して定めるものとしします。

第7条 給与（賞与）振込

(1) 委託業務および取扱店と預金種目

(イ) 給与支給者（以下、「支給者」といいます。）は、給与受給者（以下、「受給者」といいます。）に対する給与（賞与）支給にあたっては、当行に振込事務を委託するものとしします。

(ロ) 当行の受託する取扱店の範囲は、当行本支店および当行と給与振込の協定を締結している銀行の本支店とし、振込を指定できる預金種目は普通預金および当座勘定としします。

(2) 指定口座の確認

当行に振込事務を依頼するにあたっては、事前に指定口座の口座番号の確認を行ってください。

(3) 振込依頼

振込依頼は、データ伝送サービスを利用し、当行所定の時間内に行ってください。契約者は端末を利用して当行所定の時限内に第5条に定める所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。

(4) 振込データの処理等

(イ) データ伝送された振込データに瑕疵ある場合には、当行はそのデータの処理を行いません。

(ロ) 振込データの伝送が当行所定の時限を過ぎた場合には、振込指定日の処理ができないことがあります。ただし、当行所定の時限を過ぎ、総合振込の当行所定の時間内に伝送された給与振込データについては、事前に契約者より届出のある場合は、総合振込の依頼があったものとして振込指定日の処理を行います。この場合、当行は契約者に対し、総合振込として手続を行った旨の通知は行いません。

(5) 振込資金の引落とし

(イ) 当行は、あらかじめ取決められた引落日に振込合計金額を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしであらかじめ契約者が指定した引落口座から自動的に引落としします。

(ロ) この取扱いの際、以下の確認を行って取扱いましたうえは、取引データまたはデータ伝送通知書につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。伝送された取引依頼データと、ファクシミリ送信されたデータ伝送通知書に記載されて

いる企業コード・振込指定日・データ種別・合計件数・合計金額が一致していること。

(6) 入金通知、支払開始時期

当行は受給者に対し給与振込についての通知は行いません。また受給者に対する振込金の支払開始時期は振込指定日の午前10時からとします。

(7) 依頼内容の取消・変更、組戻し

(イ) 依頼内容の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において、次の訂正の手続により取扱います。

①訂正の依頼にあたっては、当行所定の訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当行は、訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(ロ) 依頼内容の確定後にその依頼を取りやめる場合は、当該取引の支払指定口座がある当行本支店の窓口において次の組戻し手続きにより取扱います。

①組戻しの依頼にあたっては、当行所定の組戻し依頼書に、届出の印章により記名・押印して提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

②当行は、組戻し依頼書に従って、組戻し依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

③組戻しされた振込資金は、組戻し依頼書に指定された方法により返却します。現金で返却を受けるときは、当行所定の受取証に届出の印章により記名押印のうえ、提出してください。この場合、当行所定の本人確認資料を求めることがあります。

(ハ) 本項(イ)(ロ)の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。この場合には、受取人との間で協議してください。

(ニ) 訂正依頼書または組戻し依頼書等に使用された印影と届出の印章とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(8) 振込不能分の取扱い

該当口座なし、またはその他の事由により振込不能のものがあつた場合は、当行は当該振込金を契約者の振込資金を引き落としした支払指定口座へ入金することにより返却とともに契約者に連絡します。ただし、この場合、振込手数料はお返ししません。

(9) 手数料

給与振込事務取扱にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。また、振込の訂正・組戻しが発生した場合は、訂正・組戻しが発生した日またはあらかじめ取り決めた日に組戻しにかかる手数料、訂正にかかる手数料、およびそれらに係る消費税相当額をお支払いいただきます。手数料の支払にあたってはあらかじめ取り決めた指定預金口座より自動的に引き落とすものとします。この場合、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とします。

(10) 届出事項の変更

(イ) 届出事項の内容に変更がある場合は、当行所定の書面により直ちに届出するものとします。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ロ) 届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(1 1) 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(1 2) 損害負担

当行ならびに契約者は、それぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担するものとします。なお、当行は当行の責によらない回線の不通・機器障害その他の事情により発生した損害についてはその責を負いません。当行ならびに契約者の責に帰すべきが明らかでないときは、両者で協議して定めるものとします。

第8条 地方税納入

(1) 委託業務

契約者は当行に対して地方税納付事務の取扱いを委託するものとします。

(2) 納入依頼

(イ) 納入依頼は、データ伝送サービスを利用し、当行所定の時間内に行ってください。

(ロ) 納付指定日は、毎月10日とします。ただし、当日が銀行の休業日のときは、翌営業日とします。

(ハ) 依頼データは、データ伝送サービスを利用し、当行所定の時限内に同利用規定第5条に定める所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。

(3) 納入資金等の引落とし

(イ) 納入資金および手数料等は、あらかじめ取決められた引落日に振込合計金額を、預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した引落口座から自動的に引落しします。

(ロ) この取扱いの際、次の確認を行って取扱いしましたうえは、取引データまたはデータ伝送通知書につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

伝送された取引依頼データと、ファクシミリ送信されたデータ伝送通知書に記載されている企業コード・納付日・データ種別・合計件数・合計金額が一致していること。

(4) 依頼内容の取消・変更

契約者が依頼、承認した取引については、変更および取消はできません。依頼内容の変更および取消の必要が生じた場合は、契約者において、地方公共団体宛還付請求を行ってください。金額増額の場合は追加分を銀行窓口等で納入してください。

(5) 手数料

地方税納付事務取扱にあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料は、当行所定の日に、預金通帳・払戻請求書・カード・小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落しします。

(6) 届出事項の変更

(イ) 届出事項の内容に変更がある場合は、当行所定の書面により直ちに届出するものとします。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ロ) 届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(7) 損害負担

当行ならびに契約者は、それぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担するものとします。

なお、当行は当行の責によらない回線の不通・機器障害その他の事情により発生した損害についてはその責を負いません。当行ならびに契約者の責に帰すべき明らかでないときは、両者で協議して定めるものとします。

(8) 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

第9条 入出金明細照会（全銀フォーマット）

入出金明細照会（全銀フォーマット）のご利用にあたっては「とりぎんファームバンキングサービス（VALUX・ADP）入出金明細照会（全銀フォーマット）ご利用申込書」によりお申込みください。当行所定の方法により入出金明細を受信することができます。

第10条 口座振替

(1) 委託事務および取扱店の指定

預金口座振替とは「預金口座振替による収納事務に関する委託契約書」または「代金回収サービスの預金口座振替に関する契約書」にもとづき、データ伝送サービスにより当行へ口座振替を依頼するサービスおよびこれに付随するサービスをいいます。預金口座振替による収納事務委託者（以下、「委託者」といいます。）は当行に対して、当行の国内本支店における収納事務取扱いに関する委託をするものとします。委託に際しては当行に対し、「収納事務の対象」「取りまとめ店」「当行取扱店の範囲」「振替日」等の項目を当行所定の方法により届け出るものとします。

(2) 口座振替依頼

引落依頼は、データ伝送サービスを利用し、当行所定の時間内に行ってください。契約者は端末を利用して当行所定の時限内に第5条に定める所定の方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を正確に送信してください。また、データを送信した後、速やかに伝送通知書をファクシミリ送信してください。

(3) 依頼内容の変更・取消

依頼内容が確定した取引については、変更および取消はできません。

(4) 振替結果明細の返戻

(イ) 当行は、振替日において預金者の指定する預金口座の残高が振替明細の金額に満たない等、振替不能のものがあるときは、その内容の振替結果コードを付したデータを当行所定の日までに準備しますので委託者が受信してください。

(ロ) 振替結果データについては、所定期間内に取得してください。当行は、所定期間経過後、振替結果データを削除します。

(5) 口座への入金

当行は当行所定の日までに振替代り金を委託者の預金口座に入金します。

(6) 手数料

口座振替収納事務取扱いにあたっては、当行所定の手数料をいただきます。手数料の支払い方法については別途定めるものとします。

(7) 届出事項の変更

(イ) 届出事項の内容に変更がある場合は、当行所定の書面により直ちに届出するものとします。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。

(ロ) 届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(8) 解約

この取扱いは、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は書面によるものとします。

(9) 損害負担

当行ならびに契約者は、それぞれの責に帰すべき事由により生じた損害を負担するものとします。なお、当行は当行の責によらない回線の不通・機器障害その他の事情により発生した損害についてはその責を負いません。当行ならびに契約者の責に帰すべきが明らかでないときは、両者で協議して定めるものとします。

第11条 利用手数料

本サービスの利用に関しては、当行所定の利用手数料をいただきます。利用手数料は、当行所定の日に預金通帳・払戻請求書・カードまたは小切手なしで、あらかじめ契約者が指定した手数料引落口座から自動的に引落します。

第12条 届出事項の変更

- (1) 暗証番号、支払指定口座、印章、名称、商号、住所、電話番号その他届出事項に変更があった場合には、直ちに書面によって当行に届出てください。この届出の前に、届出を行わなかったことで生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 第1項による届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または送付する書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第13条 災害等による免責等

- (1) 次の(イ)～(ハ)の事由により振込・振替金の入金不能、入金遅延その他本サービスによる取引の不能、遅延等があっても、これによって生じた損害について当行は責任を負いません。
 - (イ) 災害・事変・裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき
 - (ロ) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき
 - (ハ) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき
- (2) 当行がこの規定により取扱い、または契約者がこの規定により取扱わなかったことによる損害については、当行は責任を負いません。

第14条 解約等

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- (2) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合、その通知が住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 契約者が次の(イ)～(ル)のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者に損害が生じたと

しても、当行は責任を負いません。

- (イ) 支払停止、破産等の申立があったとき
 - (ロ) 手形交換所の取引停止処分または株式会社電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合
 - (ハ) 契約者が住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - (ニ) 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合
 - (ホ) 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき
 - (ヘ) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
 - (ト) 解散、その他営業活動を休止した場合、または相続の開始があった場合
 - (チ) 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (リ) パスワード等を不正に使用した場合
 - (ヌ) 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合
 - (ル) その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じた場合
- (4) 本サービスは次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の(イ)～(ハ)の1つでも該当する場合には、当行は本サービスの契約をお断りするものとします。また、前項のほか、次の(イ)～(ハ)の1つでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用を停止し、または契約者に通知することにより、本サービスを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- (イ) 契約者がサービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - (ロ) 契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
 - ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (ハ) 契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をした場合
 - ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第12条第1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
 - ②暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
 - ③第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
 - ④その他前①～③に準ずる行為

第15条 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

第16条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、当座勘定規定等により取扱います。なお、各規定は必要に応じて当行ホームページにて確認いただくか、もしくは当行にご請求ください。

第17条 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第18条 譲渡・質入れ

本契約に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第19条 準拠法、合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2026年4月現在

とりぎんファームバンキングサービス（AnserDATAPORT）利用規定

第1条 サービス内容

- (1) とりぎんファームバンキングサービス（AnserDATAPORT）（以下「本サービス」といいます。）は、当行所定の申込手続を完了した契約者（以下「契約者」といいます。）のコンピューター、パーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン等」といいます。）と当行のコンピューターを、株式会社NTTデータのAnserDATAPORTセンター（以下「ADPセンター」といいます。）経由で接続して、次項に規定するデータ伝送サービスを利用することができるサービスをいいます。
- (2) 本サービスでは、契約者からの依頼内容に基づき、次の取引を取扱います。
 - (イ) 契約者が指定した口座（以下「支払指定口座」といいます。）から依頼金額を引落しのうえ、総合振込、給与（賞与）振込、地方税納入（*）を行う取引。
*ご利用には事前にご相談いただき、別途お手続きが必要となります。
 - (ロ) 口座振替により預金者から引落した金額を、契約者が指定した口座に入金する取引。
 - (ハ) その他当行が定める取引。
- (3) 契約者は、本サービスの利用に際し、「ADPセンター」と接続する場合には、株式会社NTTデータが提供する「Connecure」（閉域ネットワーク）、または「LGWAN」（総合行政ネットワーク）および株式会社NTTデータが提供する「pufure」を利用するものとします。
- (4) 本サービスを利用するうえで必要なパソコン等、ソフトウェア、前項に規定する通信回線等の利用環境は、契約者が用意するものとし、それらに関する費用および通信費用は契約者が負担するものとします。
- (5) 本サービスで利用することのできる口座の科目・種類等は当行所定のものに限ります。
- (6) 本サービスの利用日・利用時間は、当行所定の営業日・営業時間内とします。ただし、当行は契約者に事前に通知することなくこれを変更することができるものとします。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に予告なく、本サービスの提供を一時停止または中止することがあります。
- (7) 本サービスで利用するデータは、当行所定の仕様とします。
- (8) 契約者は、この規定の内容を十分に理解したうえで、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第2条 本人確認等

- (1) 契約者は、本サービスの利用にあたって、事前に当行所定の方法により、パスワード、ファイルアクセスキー、照合識別コード（以下、これらを総称して「パスワード等」といいます。）を届け出るものとします。また、「ADPセンター」と、「Connecure」を利用して接続する契約者が、当行所定の取引をする場合には、「Connecure」のIPアドレスを届け出るものとします。
- (2) 契約者が、本サービスを利用して第1条第2項（イ）～（ハ）に規定する取引をする場合は、契

約者のパソコン等からパスワード等を当行のコンピューターに送信するものとします。

当行は送信されたパスワード等と登録されたパスワード等の一致を確認した場合は、次の事項を確認できたものとして取扱います。

- (イ) 契約者の有効な意思による申込であること。
- (ロ) 当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
- (3) 当行が、前項の確認をしたうえで、取扱った取引に関して、パスワード等の不正使用その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (4) パスワード等は、契約者ご本人の責任において厳重に管理してください。また、パスワード等の失念や、パスワードを他人に知られたような場合、またはそのおそれがある場合には、すみやかに当行に届け出てください。なお、当行への届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (5) 契約者が当行に送信したパスワード等が、当行に登録されたパスワード等と一致しないことを、当行が当行所定の回数連続して確認した場合には、当行は本サービスの取扱いを停止することができるものとします。

第3条 総合振込

- (1) 契約者は、本サービスを利用した、契約者が指定した日に複数の受取人の口座に振込（総合振込）を行う事務を当行に委託します。
- (2) 振込指定口座は、当行の国内本支店および当行が為替契約を締結している金融機関の国内本支店の普通預金、貯蓄預金および当座預金とし、依頼の都度、契約者が指定するものとします。
- (3) 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (4) 本サービスにより総合振込を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、当行所定の日時までに、別途、当該依頼データと取引内容（件数・金額等）の照合を行うための当行所定のデータ（以下「照合データ」といいます。）を当行に送信し、取引依頼の承認を行うものとします。照合機能を利用しない契約者は「FBデータ伝送通知書」を当行宛にファクシミリ送信するものとします。
- (5) 当行が受信した依頼データに瑕疵があった場合には、契約者は、当該依頼データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他の事情により送信すべき時限までに、前項のデータを送信することができない場合には、当行と協議のうえ対策を講じるものとします。
- (6) 契約者が、第4項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、第7条に規定する「組戻し」により取扱うものとします。
- (7) 当行は、契約者から送信された依頼データに基づき、振込指定日に振込手続を行います。
- (8) 支払指定口座は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

- (9) 支払指定口座からの振込資金の引落としにあたっては、当行の普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (10) 振込資金は、振込指定日当日の当行所定の時間に引落します。なお、振込資金の引落としができない場合、総合振込の取扱いができない場合があります。
- (11) 受取人に対する振込金の支払開始時期は、振込金が振込指定口座に入金された時とします。
- (12) 振込取引において、振込指定口座への入金ができない場合には、当行所定の組戻手続により処理します。

第4条 給与（賞与）振込

- (1) 契約者は、本サービスを利用した、契約者の役員・従業員（以下「受給者」といいます。）に支給する報酬・給与・賞与（以下「給与」といいます。）を受給者が指定する口座に振込（給与振込・賞与振込（以下「給与振込等」といいます。))を行う事務を当行に委託します。
- (2) 振込指定口座は、当行の国内本支店および当行が給与振込等の提携をしている金融機関の国内本支店（以下「提携金融機関」といいます）の受給者名義の普通預金または当座預金とします。
- (3) 前項の振込指定口座は、契約者があらかじめ当行および提携金融機関で事前の口座確認を行うものとします。
- (4) 振込指定日は、当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (5) 本サービスにより給与振込等を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、当行所定の日時まで、別途、照合データを当行に送信し、取引依頼の承認を行うものとします。照合機能を利用しない契約者は「FBデータ伝送通知書」を当行宛にファクシミリ送信するものとします。
- (6) 当行が受信した依頼データに瑕疵があった場合には、契約者は、当該依頼データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他の事情により送信すべき時限までに、前項のデータを送信することができない場合には、当行と協議のうえ対策を講じるものとします。
- (7) 契約者が、第5項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。なお、振込契約の成立後にその振込を取りやめる場合は、第7条に規定する「組戻し」により取扱うものとします。
- (8) 当行は、契約者から送信された依頼データに基づき、振込指定日に振込手続を行います。
- (9) 支払指定口座は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (10) 支払指定口座の振込資金の引落としにあたっては、当行の普通預金規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (11) 振込資金は、振込指定日の前営業日の当行所定の時間に引落します。なお、振込資金の引落とし

ができない場合、給与振込等の取扱いができない場合があります。

第5条 口座振替

口座振替は、次の各項に定める取扱いによるほか、契約者と当行の間で別に締結した預金口座振替による収納事務委託契約の定めによるものとします。ただし、この規定と当該収納事務委託契約に異なる定めがある場合には、別段の定めがある場合を除き、この規定が優先するものとします。

- (1) 契約者は、本サービスを利用した預金口座振替による収納事務を当行に委託します。
- (2) 口座振替の引落先として指定できる取扱店は、当行の国内本支店とします。
- (3) 振替日は当行の営業日とし、契約者が指定するものとします。
- (4) 本サービスにより口座振替の請求を依頼する場合には、契約者は依頼データを当行に送信した後、当行所定の日時まで、別途、照合データを当行に送信し、取引依頼の承認を行うものとします。照合機能を利用しない契約者は「FBデータ伝送通知書」を当行宛にファクシミリ送信するものとします。
- (5) 契約者が、前項に基づき承認を行った依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。
- (6) 当行は受信した依頼データに基づき、口座振替の手続きを行い、当行所定の日時まで、その結果データを作成します。
- (7) 契約者は、当行所定の日時まで、契約者のパソコン等より当行のコンピューターに接続して、前項の結果データを取得するものとします。

第6条 地方税納入

- (1) 契約者は、本サービスを利用した、契約者が特別徴収義務者として契約者の従業員にかかる都道府県民税および市（区）町村民税を納入（以下「地方税納入」といいます。）する事務を当行に委託します。
- (2) 本サービスにより地方税納入を依頼する場合には、契約者は、当行所定の日時まで、依頼データを当行に送信するとともに、「FBデータ伝送通知書」により取引内容（件数・金額等）を当行宛にファクシミリ送信するものとします。
- (3) 当行が受信した依頼データに瑕疵があった場合には、契約者は、当該依頼データをすみやかに修正のうえ再送するものとします。また、契約者が、通信回線の不通、契約者または当行の機器障害等のシステム上の障害ならびにその他の事情により送信すべき期限までに、依頼データを送信することができない場合には、当行と協議のうえ対策を講じるものとします。
- (4) 契約者が、当行に送信した依頼データを当行が受信した後は、依頼内容の取消または変更はできません。
- (5) 当行は、契約者から送信された依頼データに基づき、納入明細を作成し、契約者に通知します。
- (6) 当行は、納入指定日（毎月10日（銀行休業日の場合は翌営業日））に前項の納入明細に基づき、納入処理を行います。
- (7) 当行は、前項の納入処理後、市（区）町村別の領収書を作成のうえ、すみやかに契約者に交付し

ます。

- (8) 支払指定口座は、当行所定の書面により届け出るものとします。その際、使用された印影と届出の印影を相当の注意をもって、当行が照合し、相違ないものと認めて取扱ったときは、それらの書類につき、偽造、変造、その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (9) 支払指定口座からの納入資金の引落としにあたっては、当行の普通預金規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (10) 納入資金および地方税納入取扱手数料は、第6項の納入指定日に引落します。なお、納入資金の引落としができない場合、地方税納入の取扱いができない場合があります。
- (11) 納入受付不能分がある場合は、契約者は別途所定の方法で納入するものとします。

第7条 組戻し・振込内容の変更

- (1) 当行が契約者から本サービスにより振込を受付けた後、契約者が当該振込の組戻しまたは変更を依頼する場合は、支払指定口座のある当行本支店にて当行所定の方法により取扱います。
- (2) 当行は契約者からの依頼内容に基づき、組戻し依頼または振込内容の変更依頼の発信処理を振込先の金融機関に行います。振込先金融機関から振込資金が返却された場合には、当該資金を支払指定口座に入金します。
- (3) 組戻し依頼を受付けた場合でも、振込資金が入金済みの場合等で組戻しができないことがあります。この場合には受取人との間で協議してください。
- (4) 「組戻し」の取扱いを行った場合は、当行所定の組戻手数料をお支払いいただきます。

第8条 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたり、契約者は契約料および月額基本手数料を当行所定の日に支払うものとします。
- (2) 契約者は、本サービスにより第1条第2項(イ)～(ハ)に規定する取引の依頼をした場合は、当行所定の方法により当行所定の振込手数料または取扱手数料を支払うものとします。ただし、地方税納入の依頼をした場合は、納入指定日に当行所定の取扱手数料を支払うものとします。また、口座振替の依頼をした場合は、収納事務委託契約に定める方法により当行所定の取扱手数料を支払うものとします。
- (3) 第1項および第2項に規定する手数料は、契約者があらかじめ指定した預金口座(手数料引落口座)から引落しするものとし、その引落としにあたっては、当行の普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定等にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (4) 当行は、第1項および第2項の手数料を変更することができるものとします。

第9条 免責事項

次の各項の事由により、本サービスの取扱いに遅延、不能等があっても、これによって生じた損害につ

いて、当行は責任を負いません。

- (1) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信機器、回線およびコンピューターの障害または回線工事等のやむを得ない事由があった場合
- (2) 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があった場合
- (3) 通信回線の通信経路において、盗聴等がなされたことにより、契約者の取引情報等が漏洩した場合
- (4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があった場合

第10条 届出事項の変更

パスワード等、指定口座および「Connecure」のIPアドレス等の届出内容に変更がある場合は、当行所定の方法によりただちに届け出るものとします。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第11条 解約

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合によりいつでも解約することができます。ただし、契約者から当行に対する解約の通知は、書面によるものとします。
- (2) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出の住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (3) 契約者が次の(イ)～(ル)のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスを解約することができます。なお、解約により契約者に損害が生じたとしても、当行は責任を負いません。
 - (イ) 支払停止、破産等の申立があったとき
 - (ロ) 手形交換所の取引停止処分または株式会社電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合
 - (ハ) 契約者が住所変更等の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由により、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - (ニ) 契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合
 - (ホ) 1年以上にわたり本サービスのご利用がないとき
 - (ヘ) 支払うべき所定の手数料の未払い等が発生したとき
 - (ト) 解散、その他営業活動を休止した場合、または相続の開始があった場合
 - (チ) 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - (リ) パスワード等を不正に使用した場合
 - (ヌ) 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合
 - (ル) その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じた場合
- (4) 本サービスは次の(イ)～(ハ)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、次の(イ)～(ハ)に1つでも該当する場合には、当行は本サービスの契約をお断りするものとします。また、

前項のほか、次の（イ）～（ハ）の1つでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用を停止し、または契約者に通知することにより、本サービスを解約できるものとします。なお、解約により生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

（イ）契約者がサービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

（ロ）契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- ①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- ④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

（ハ）契約者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか1つでも該当する行為をした場合

- ①暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます。）第2条第1号に規定する暴力的不法行為等に該当する行為
- ②暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為に該当する行為
- ③第三者に暴対法第9条各号に定める暴力的要求行為をなすことを要求し、依頼し、又は唆す行為
- ④その他①～③に準ずる行為

第12条 規定の変更

この規定は、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

第13条 規定の準用

この規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定、当座勘定規定等により取扱います。なお、各規定は必要に応じて当行ホームページにて確認いただくか、もしくは当行にご請求ください。

第14条 契約期間

本契約の当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第15条 譲渡・質入れ

本契約に基づく契約者の権利は、譲渡・質入れすることはできません。

第16条 準拠法、合意管轄

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

2026年4月現在

とりぎん ホームバンキングサービス「ホットライン」利用規定

とりぎんホームバンキングサービス「ホットライン」は、お申込人（以下「契約者」といいます。）のパーソナルコンピュータ等の端末機（以下「パソコン」といいます）と当行のコンピュータをオンライン接続し、ご利用にあたっては、本規定によりお取扱いさせていただきます。

第1条 照会サービス

- (1) ご照会対象口座は、利用申込書によりあらかじめ指定された契約者名義の預金口座とします。
- (2) 照会は、当行の定める方法および操作手順にもとづいて行うものとします。
- (3) 当行は、受信した内容と届出の内容および、当行とあらかじめ取り決めた暗証番号とを照合し、一致した場合、送信者を契約者として取扱います。

第2条 振込・振替サービス

- (1) 振込・振替サービスは、契約者からのパソコンによる依頼にもとづき、あらかじめ指定された契約者名義の預金口座（以下「支払指定口座」といいます。）より、ご指定金額を引落しのうえ、あらかじめ契約者が指定した当行本支店または他行の預金口座（以下「入金指定口座」といいます。）へ入金する場合に利用できるものとします。
- (2) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座が同一店内かつ同一名義の場合は「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店にある場合、または異なる名義の場合は「振込」として取扱います。
 - ③ 入金指定口座が他行の場合は「振込」として取扱います。
- (3) 「都度指定方式」は、端末機による依頼にもとづき、依頼日の翌営業日以降10営業日以内の営業日で契約者が指定する日に、支払指定口座より、ご指定金額を引落しのうえ、契約者が都度指定した当行本支店または他行の預金口座（以下「入金指定口座」という）へ入金する場合に利用できるものとします。

支払指定口座は利用申込書により、契約者からあらかじめお届けいただくものとします。

第3条 振込または振替の受付等

- (1) 振込または振替を依頼する場合は、接続IDを利用して送信を行い、当行の定める方法および操作手順にもとづいて操作して下さい。
- (2) 当行で受信した支店番号・預金の種類・口座番号（以下「会員番号」といいます。）、登録番号および暗証番号が、当行であらかじめ指定した登録番号、届出の会員番号、暗証番号と一致した場合には、当行は送信者を契約者とみなし振込・振替の取扱いを行います。
- (3) ご依頼の内容については、当行が1件ごとに振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定するものとします。
- (4) ご依頼の内容が確定した場合、当行は支払指定口座から振込金額または振替金額を引落しのうえ、当行所定の方法で振込または振替の手続をいたします。

- (5) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定またはカードローン規定にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書、または当座小切手の提出は不要とし、当行所定の方法により取扱います。
- (6) この取扱いによる1回あたりの振込金額または振替金額は、当行があらかじめ指定した金額の範囲内とします。また、本サービスの利用時間は、当行が定めた時間内とします。
- (7) 以下の各号に該当する場合、本サービスのお取扱いはできません。
 - ①振込金額または振替金額が、支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を越えるとき。
 - ②他行あて振込において、あらかじめお届けいただいた振込限度額を超える場合。
 - ③支払指定口座または入金指定口座が解約済のとき。
 - ④契約者から支払指定口座への支払停止の届出があり、それにもとづき当行が所定の手続を行ったとき。
 - ⑤差押等やむを得ない事情があり、当行が支払を不適当と認めたとき。
- (8) 振込取引において入金指定口座への入金ができない場合には、組戻し手続きにより処理します。

第4条 振込・振替取引の確認

- (1) この取扱いによる取引後は、すみやかに預金通帳への記入または当座勘定出入明細表により取引内容を照合してください。なお、当行所定の日以前月分のご利用明細をお送りしますので、お取引の内容をご確認ください。万一取引内容に相違がある場合、直ちにその旨をお取引店へご連絡ください。
- (2) 取引内容に相違がある場合において、契約者と当行との間で疑義が生じたときは、当行の機械記録の内容をもって処理させていただきます。

第5条 免責事項

- (1) 当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (2) 振込・振替サービスの利用にあたり、受付の際送信された会員番号、登録番号、暗証番号と当行であらかじめ指定した登録番号、届出の会員番号、暗証番号との一致を確認し、意思確認コードを受信・取扱いしましたうえは、暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

第6条 届出事項の変更等

暗証番号、指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直ちにお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 解約

- (1) 本契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。

- (2) 但し、契約者からの解約の場合は、当行に所定の書面を提出し、当行所定の手続きをとるものとします。なお、解約の届出は当行の解約処理が終了した後に有効となります。解約手続終了前に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- (3) 当行の都合により本契約を解約する場合は、届出の名称、住所に解約の通知を行います。その場合に、その通知が名称、住所変更等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべきときに到着したものとみなします。
- (4) 1年以上にわたり、本サービスのご利用がない場合、当行はあらかじめ書面で通知のうえその取扱いを中止することがあります。
- (5) 基本手数料引落口座が解約されたときは、当行はお客さまへの通知なしに本契約を解約することができるものとします。また、照会サービス、振替・振込サービスのご利用口座が解約されたときは、当該口座に関するサービスは解約されたものとみなします。
- (6) 契約者が次の各号のいずれかに該当したときは、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本契約にもとづく全部または一部のサービスの提供を停止、または本規定にもとづく契約を解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
- ① 支払停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始その他今後施行される倒産処理法にもとづく倒産手続開始の申立があったとき、または、申立てを受けた場合、あるいは契約者の財産について仮差押え、保全差押え、差押えまたは競売手続の開始があった場合
 - ② 手形交換所の取引停止処分または株式会社全銀電子債権ネットワークによる取引停止処分若しくは他の電子債権記録機関によるこれと同等の措置を受けた場合。
 - ③ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責めによって、当行において契約者の所在が不明となった場合
 - ④ 当行に支払うべき所定の手数料の未払い等が生じた場合
 - ⑤ 相当期間にわたり本サービスの利用がない場合
 - ⑥ 解散、その他営業活動を休止した場合、または、相続の開始があった場合
 - ⑦ 当行への本規定にもとづく届出事項について、虚偽の事項を通知したことが判明した場合
 - ⑧ パスワード等を不正に使用した場合
 - ⑨ 本規定または本規定に基づく当行所定事項に違反した場合
 - ⑩ その他、前各号に準じ、当行が本サービスの中止を必要とする事由が生じた場合
- (7) 契約期間の途中で解約もしくはサービスの全部および一部停止の場合でも、日割りで利用手数料の一部を払い戻すことはいたしません。
- (8) 契約者が、次の各号の一つにでも該当し、契約者との取引を継続することが不適切である場合には、当行はこの預金取引を停止し、または契約者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払っていただくものとします。
- ① 契約者が当行に対して行った表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②契約者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当したことが判明した場合、および次の各号のいずれかに該当したことが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③契約者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
- E. その他前各号に準ずる行為

(9) 本契約が解約により終了した場合には、その解約時まで処理が完了していない取引の依頼については、当行はその処理をする義務を負いません。

第8条 手数料等

- (1) 本サービス利用期間中は、当行所定の基本手数料をお支払いください。
- (2) 振込・振替サービスにより振込む場合は、当行所定の方法により当行所定の振込手数料をお支払いください。
- (3) 前(1)、(2)項の手数料は、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、通帳および払戻請求書または当座小切手の提出は不要とし、あらかじめ指定された手数料引落指定口座から、毎月所定の日自動的に引落します。
- (4) 第3条(8)項により「組戻し」の取扱いをした場合には、当行所定の組戻し手数料をお支払いください。

第9条 規定の準用

この契約に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書およびカードローン規定により取扱います。

第10条 利用期間

このサービスの当初利用期間は申込日から起算して1年間とし、契約者または当行から特に申出のない

限り、利用期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。以後も同様とします。

第11条 規定の変更等

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められた場合には、当行Webサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

2026年4月現在